

近代の鳥取城

— 資料紹介・史跡指定前夜 —

佐々木 孝 文

【概説】

史跡鳥取城跡附太閤ヶ平が国の史跡に指定されたのは昭和32年12月18日のことである。その後昭和62年8月10日に拡大指定を受けて、現在の姿になった。

前号まで断続的に掲載してきた拙稿で確認してきたように、鳥取城跡の近代史は、実用性と歴史性のバランスの上になりたっていた。明治初期には兵営としての実用性が優先されたが、近代軍制の成立とともに遺跡としての意義が浮上し、明治23年の国から旧藩主・池田家への払下げ以降は「先祖伝来の古城」として保全が図られるようになる^(※1)。一方、市街地に残る大規模な空地として、学校や公園といった実用施設の用地としての要求にも常に直面していた。大正時代の、池田家の出資による久松公園整備^(※2)は、古跡の保存と実用性の要求の妥協点だったともいえるだろう。

その後、昭和10年代の全山解放を経て、昭和19年に池田家は鳥取市に城跡全域を寄贈するが、その際も「古跡の保存」が条件となっていた^(※3)。戦時中には松根油採取のための伐採や炭焼き、天球丸の農園化なども行われ、昭和18年の鳥取大震災でも石垣に大きな損傷がみられたが、それでも第二次世界大戦直後まで、陸軍や旧藩主、市民の手で、鳥取城はかなり良好な状態で保存されてきた。

このような鳥取城跡の保存が本格的な危機に直面するのは、明治以来の価値観が大きく変わり、旧藩主池田家の古跡であることの意義が揺らいだ、鳥取市大火災前後のこのようである。昭和20年代の鳥取城跡の状況については、今後詳細を把握する必要がある（鳥取大震災後の仮設住宅や右膳丸の英国軍宿舎の設置状況等も詳細は不明）、現時点ではまとまった知見を示すことはできないが、鳥取市教育委員会に保存されている、史跡指定前後の公文書からも、その一端を垣間見ることができる。

本稿では、その一部を原文で紹介する。

資料①は、現在雁金山城の北側尾根にある「平和塔」に関するもので、山上ノ丸跡の三ノ丸が当初の建立候補地であったことが分かる。市長部局より諮問を受けた教育委員会は、社会教育委員会に意見を求め、反対の意志を表明している。この頃鳥取地域の代表的文化人の一人であった浅沼喜美が、ひとり「本設計後の判断で良い」と述べているのが注目される。

資料②・資料③は、鳥取城跡が、国の指定を受ける前に県教育委員会によって仮指定を受けていることを示す資料である。正式の指定を受けるまでに実際3年近くかかっているにせよ、その間、鳥取城の保存に対して何らかの圧力がかかった切迫した状況があったことを示しているのかもしれない。

資料④は「指定申請」について、教育委員会が起案した稟議書で、農林部と会計課の意見書が付されて帰ってきている。この意見を受けて、指定を希望する範囲の面積を減らして再度稟議が行われたのち、実際の申請書が提出された。なお、農林部は文化財指定によって当時財源にもなっていた久松山での林業施業ができなくなることに抵抗を示しており、会計課は指定後の国からの補助金額が僅少であることから、指定ではなく農林部と教育委員会の協議による「自主管理」を提案している。

資料⑤は、仮指定期間に教育委員会が市長に文化財管理について依頼している資料で、文部科学技官黒板昌夫の指示によることが分かる。石垣保全のための伐採等、黒板の指摘は現在に通じるものがある。また、本稿には掲載しなかったが、太閤ヶ平の附指定の必要性を主張したのも黒板である。

これらの資料からは、史跡指定の前夜の、文化財保護の動きを示すとともに、制定されて間もない文化財保護法への戸惑いや、何らかの差し迫った事情のなかで、同じ法律を最大限活用しようとしている様子を見とることができるだろう。

現段階では断片的な資料紹介しかできないが、史跡指定に至る経緯の把握は、その後の石垣修理などの保存修理事業、特に保存管理計画策定以前の事業方針を理解するためにも必要であり、今後の精査が必要である。

なお、これらの資料は縦書で、掲載にあたって横書とした。漢数字・算用数字、異体字が混在するが、こ

れは原文に従ったものである。

注

- *1 拙稿「概説 鳥取城の近代史」(『資料でみる鳥取城(近代編)』、平成25年、鳥取市教育委員会)
- *2 拙稿「明治期廃絶城郭の公園化について―史跡の保存活用の前史として―」(『鳥取城調査研究年報』第4号、平成23年、鳥取市教育委員会)
- *3 拙稿「近代の鳥取城(2) 明治後期から昭和19年の鳥取市への寄贈まで」(『鳥取城調査研究年報』第3号、平成22年、鳥取市教育委員会)

【資料】

資料① 平和塔建立のため久松山一部借用願について(意見)(昭和28年10月)

昭和二十八年十月二十一日

鳥取市教育委員会

鳥取市長 入江 昶 殿

平和塔建立のため久松山一部借用願について

表記の件について、さきに稟議第二二二号をもつて會計課を通じ当委員会の意見を求められましたが、当委員会としては、事の性質上、これを当市社会教育委員会に諮問致したところ、左の答申を得たのであります。よつて当委員会は、慎重にこの答申を検討したところ、適当と認める結論となりましたので、この答申を当委員会の意見として具申致しますので何分の御善処をお願い致します。

記

一、平和塔の建立について。

建立の意図は適当と認める。

二、久松山頂に建立することについて。

左の理由により反対する。

- 1 久松山城趾は数少い山城として、また山頂に天守閣のみでなく居住施設を構築し、特にその用水井戸の設計は今日の工学的見地よりするも注目に値するものである等特異の城である。
その結果としての強大なる防禦性と、戦略的位置の重要さとは、この城をして前後三回にも及ぶ実戦の洗礼を受けさせた全国稀有の例である。
その為文部省としても重要史跡に指定する意図をもつて準備中のものである。
- 2 奉賛会の建立を企図している場所は、山頂三ノ丸であり此所に永久的構築物を設置することは、重要史跡としての意義を失わせるものであつて、史跡指定を阻害するものである。
- 3 建立後の景観を予想して見ても好ましいものとは考えられない。

三、望ましい場所について。

平和塔に大蔵経を埋蔵して、不遇の戦士の霊をなぐさめもつて鳥取市の天災地変を防止する意図の為には、次の1の場所が、亦観光上の見地よりするならば23の位置が夫々最もふさわしいものと考えられる。

- 1 吉川経家公墓地に近接した墓地公園
- 2 源太夫山頂
- 3 大隣寺裏山、興禅寺裏山

四、少数意見。

本件について、浅沼委員は次のように意見を留保した。

- 1 重要文化財としての意義は無論没却すべきではない。
- 2 併しながら現在並びに将来の福祉の為、重要文化財として保存する以上の友好的節な事業が企図された場合には考慮を要する。
- 3 よつて本件については、本設計完了後にその適否を検討するが最も妥当と考える。

以上

資料② 久松山の文化財仮指定について（昭和29年10月）

昭和29年10月27日立案 市教委社教第68号（教育長決済）

久松山城跡を保護文化財に仮指定申請について

首標の件左案により申請されますか。

案

久松山鳥取城跡はかねて保護文化財として指定方を申請中でありますが、これが指定迄には相当の時日を要するものと思われ、既に今日迄にも相当な原形が破壊されて居り、今後に於ても破壊される恐れがあるので、此の際文化財保護法第七十条により早急に県として仮指定して頂きたく申請致します。

昭和二十九年十月二十七日

鳥取市教育委員会

鳥取県教育委員会殿

資料③ 仮指定の通知（昭和29年11月）

昭和29年11月5日 発社第八七号

鳥取県教育委員会教育長

鳥取市教育委員会 殿

昭和二十九年七月五日付、史跡指定申請書を提出せられた鳥取城跡について昭和二十九年十一月四日、鳥取県教育委員会で、文化財保護法第七十条の規定により別紙の通り史跡に仮指定されたのでありますがこれが保存並に活用につき、左記御諒知の上格別の配慮をお願いします。

記

一、指定の意義

文化財保護法（昭和二十五年法律第二一四号）第七十条の規定により、緊急の必要があるものと認め県教育委員会において仮指定したものである。

仮指定の効力は文化財保護委員会で行う本指定と同様である。

二、現状変更の制限及び環境保全

史跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護委員会の許可を受けなければならない（第八十条）

文化財保護委員会は、史跡の保存のため必要があると認めたときは、地域を定めて一定の行為を制限若しくは禁止の命令をすることができる（八十一条）

資料④ 鳥取城跡の文化財申請について（昭和29年4月）

昭和29年4月29日立案 市教委社教第二二九号

久松山城跡を保護文化財に申請するについて

首標の件鳥取城跡は数少ない山城として歴史的に著名であり、又これが環境をかたちづくる久松山及樗谿原始林は学術的に価値あることが判明いたしましたので、これを左案により文化財に指定方の申請書を文化財保護委員会に提出して宜敷哉

案

鳥取城跡保護文化財申請書

久松山城跡は数少ない山城であり、且つ二百六拾四米の山頂に天守閣のみでなく居住施設を構築し、特に山頂に設けられた用水井戸の設計は、今日の工学的見地から見ても注目に値するものである等特異の城であったと云うことは一昨年文部技官黒板昌夫氏が来鳥せられた際に確認された処であります。

その結果としての強大なる防禦性と、戦略的位置の重要さとは、この城をして前後三回にも及ぶ実戦の洗礼を受けさせ、殊に天正九年豊臣秀吉と、吉川経家の攻防戦には糧道を絶つこと五ヶ月の永きに及んだ事は高松城の水攻めと共に歴史上あまりにも有名であります。

更にこの特異なる山城の環境をかたちづくっている久松山及び樗谿の森林は、原始林として、学術上非常に

価値あるものと考えられると共に山麓には天然記念物に指定されているキマダラルリツバメが棲息し、尚樗谿神社は、重要建造物として文化財指定されているのであります。

鳥取市教育委員会及び鳥取市は、この貴重な歴史的鳥取城趾並に鳥取城趾環境施設と云うべき、学術上貴重な資料としての、久松山及び樗谿原始林をその儘放置するならば、年と共に荒廃消滅することは明らかな事実でありますので、此の際文化財保護法第二十七条の規定による文化財の指定を賜り、保護保存致したく調査書及び参考資料を相添え申請いたします。

年 月 日

申請者 鳥取市教育委員会

鳥取市長 入江 昶

一、種別

史跡名勝天然記念物

二、名称

取久松山城趾

三、所在場所

鳥取市東町貳番ノ一～三二番

四、地積 約六拾五町四十七歩

五、添付資料

(イ) 久松山城趾について

(ロ) 図面（鳥取城見取図 鳥取城趾図 久松山全図）

(ハ) 久松山及び樗谿原始林

六、寫眞

(添付資料・写真は掲載にあたって省略)

農林部意見

文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二一四号）

法第三十条（管理方法の指示）による管理の指示勧告があった場合修理、復旧の意志と用意がありますか

法第三十五条（管理又は修理の補助）の補助金交付期待されているか

法第三十六条（管理に関する命令又は勧告）による防火施設を設定されるか

法第四十五条（環境保全）の地区内での行為の制限規定によれば本市の森林経営上重大なる支障を来し歳入予算（林産物売払代金）一、三五〇、〇〇〇円の完遂できなくなるのみならず指定予定地内には昭和二十六年以来二十八年に涉って森林を伐採して造林を施行している

史跡保存上多額の経費を投じて修理、復旧の計画がなされなければ指定のし放しでは無意味であろうと考へられる。

◎法第四十五条「委員会は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。」とあるので植林・伐採についてその都度委員会に申請して許可を要するが如きこととなれば林務課としては久松山の森林経営上非常な不便、支障を来すこととなるので特にこの点については「文化財指定」について留意ありたい。

尚椎茸栽培場の禁止なき様留意ありたい（農林部長・私印）

会計課の意見

一、農林部の意見に大体賛同致します。

二、管理については久松山保護管理委員会（名称何れでも可）を置き農林、教育委員会と学識経験者と協議運営することが適当と思われる。

三、文化（ママ）保護法第三十五条補助金交付が僅少と思われる 但シ維持管理並びに一部修繕出来得る公算があれば大賛成である

農林部の意見に賛同の理由

教育委員会の趣旨については同感である

「かにかくに我故郷は恋しかり」との啄木の歌の如く故郷の山河、一木、一草、鳥取市に住居するもの並びに本市に生れ他国に住む者にとって郷愁としての久松山一帯の山波と城下町の昔日の面影を偲ばぬ者はなくこれを保存するに同感であると考えられるが本市の現況は大震、大火により市街の全貌は一変し更に毎年の風雪と水害、松喰虫とによる風致も喪失せしめて居ります

然しながらこれが保護措置として国が何程の費用を負担するかにありますが我国の国宝級其の他のものは従来特殊階級の個人所有財産として保護管理され莫大な私費を要して保存されたもので、文化財保護法施行後の国費はその何百分の一にも達しないと思われ国の補助に期待出来ない

教育委員会と農林部の意見は一は原始林の保存、二は植林により支出と収入とが一致せぬ平行線を辿る様に考えられる

即ち風致林は庭園の樹木に等しく庭園税を納める富者の庭園と貧者の蔬菜園の如く前者は支出となり後者は収入となる。久松山の荒廃も原因は前記の例に漏れないもので本市は富者であるか貧者であるかも考慮されたい

以上の理由により文化財保護指定のみにて庭園も維持出来ぬ場合には庭園を最小限度に縮小して菜園の収入同様僅少な収入なりとも収益するやう教委において最高の植林能力を發揮し収益するよう鞭撻し農林部は市民の庭園として残置する様これに加えるに委員会の良識を以て法の管理下に置かず自主管理出来得よう双方円滑に運営されることを希望いたします

資料⑤ 仮指定時の保存措置（昭和31年2月）

鳥市教委第九号

昭和三十一年二月九日 鳥取市教育委員会

鳥取市長殿

鳥取城趾保存のための措置について

久松山鳥取城は、織豊時代から江戸時代初期にかけて、構築完成された、全国にもまれに見る山城としてその城趾は識者の注目をあびています。市教育委員会は、この歴史的に貴重な城趾を永久に保存すべく、貴職の理解を得、連名で文化財保護委員会に史跡指定の申請をすると共に県教委に対し、正式に指定になるまでの措置として仮指定を申請し、昭和二十九年十一月四日附をもつて、指定書がとどいているのであります。ところで昨年十一月文化財保護委員会事務局記念物文部技官黒板博士が来鳥し、同城趾の実地調査を行つた際、史跡の最も重要な部分である石垣から相当大きな樹木が生えていたり、又石垣のきわに樹木があつてそれが石垣を崩壊させる懸念が充分にありますので、これ等の樹木を伐採すると同時に、城郭内にある立木を間伐して、文化財保護と顕彰を図るのが、至当であるとの意見を伺いましたので、市長におかれまして適当な処置を講ぜられる様お願いいたします。

[illegible]

上

